

令和 1 年度

事業報告書

I	事業の概要	1
	1	管理運営に関する事業	
	2	青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業	
	3	青少年の研修会等に関する事業	
	4	青少年に関する調査研究及び資料等の収集事業	
	5	その他の事業	
II	庶務の概要	16
	1	役員に関する事項	
	2	職員に関する事項	
	3	会議に関する事項	
	4	許可認可及び承認に関する事項	
	5	契約に関する事項	
	6	寄付に関する事項	
	7	借入金に関する事項	
	8	教育委員会の指示に関する事項	
	9	その他重要事項	

事業概要

1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業

(1) 会議室の利用状況

青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の利用形態の改善と新規利用者の拡大に努めたが、新型コロナウイルスの影響を受け、2月～3月にかけてキャンセルが続き、4月以降の利用者は数件となり、これまでにない状況となった。

会議室が、青少年の活動や一般県民の学習や研修の場として利用された実績は、下表及び別表に示したとおりである。年間の開館日数は290日で、貸会議室の貸し出し状況を表したものである。

区分	貸会議室利用回数	貸会議室利用率	利用人員
本年度	1,089室	12.0%	27,727人
前年度	988室	11.4%	24,224人
増減	101室	0.6	3,503人

前年度に比べ、利用回数では、101室増、利用率では0.6ポイント上げているものの、前年度が特に低かったこともあり、近年の数値に近づいたといえる。利用者層では、青少年団体が前半において大きな行事があったこともあり、全体では増加しているが、一般の利用は減少している。新規の利用者が若干はあったが、新型コロナの影響もあり増えてはいない。利用される会議室の規模も小会議室の利用に留まっている。

利用者層では、青少年団体等が、利用回数、人数ともに6対4の割合となっており、青少年団体等の利用が主体となっている。

(2) 入居団体の誘致

青少年会館に青少年団体やその育成団等を誘致については、財団の存続を危惧する行政と検討を行う中では、不安定な状況下において誘致活動は行っていない。

(3) 活動拠点

青少年団体と一丸となって、自分たちの会館は自ら運営しているという自覚を深め、これまで以上の連携事業の拡充を図り活動拠点作りに取り組んで来たが、これまでの意識からの転換と、青少年育成(公益事業)における団体の役割を地域から掘り起こすことへの取組みが見られるよう進めて来た。

(4) 施設・設備の整備及び利用促進

会館の施設や設備を整備し利用者の便を図るため、施設、備品の修繕、花壇等の環境美化につとめると共に、新型コロナウイルスの対策として清掃及び消毒等を行い、安全等を配慮した運営と有効利用を入居団体の協力と関係者の善意を得進めることができた。

2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業

(1) 青少年団体特別育成事業

目的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。
 内容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図るため、次の特別育成団体へ資金の援助を行った。
 静岡県青年団連絡協議会 ボーイスカウト静岡県連盟 ガールスカウト静岡県連盟
 静岡県子ども会連合会 計600,000円

(2) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業 (静岡県委託事業)

目的 社会的ひきこもり状態にある、学齢期以後の青少年やその家族に対する支援を行い、青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、今日の青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。

内容 期間 平成31年4月～令和2年3月 場所 静岡市馬淵一丁目アザレア5階
 相談機能 面接相談及び電話相談(本人・家族・グループ・支援者等)
 交流機能 フリースペース機能(自由に過ごせる場の提供と相談相手の配置等)
 ファンスペース機能(興味のあることへのチャレンジ、コミュニケーションプログラム等)
 社会参加機能(自我、拡環境との接し方、就業の為のトレーニング等)
 ふれあいスペース機能(家族に対する研修、交流プログラム等)
 対象・病理的問題を第一原因とせず、家庭等にひきこもっている
 ・人づき合いが苦手、コミュニケーションスキルを身に付けたい
 ・学校や会社へ行きたがらない(行けなくなっている・辞めた)
 ・理由はわからないが、社会参加で木津息苦しさを感じ無気力になっているなど
 その他 ひきこもりに関する研修会、支援体制に関する研究協議等の実施

相談事業等の状況

① 相談等の件数(人数)

区分	開催日数	面接相談		電話相談	フリースペース	
		件数	新規	件数	件数	新規
4月	24	24	1	90	15	
5月	22	20		85	7	
6月	25	30		92	10	
7月	26	23	4	92	17	
8月	23	46	10	78	13	
9月	23	32		87	24	
10月	25	30	2	85	11	
11月	24	32	1	88	21	1
12月	22	24	2	86	10	1
1月	22	36		99	29	
2月	23	27		108	13	
3月	25	31	1	123	13	1
合計	284	355	21	1,113	183	3

② 旅立ち・回復事例の統計

対象	旅立ち・回復の区分	件数	
本人に見られたあらわれ	進学・就職等 進学・復学・卒業 就職・アルバイト・就労体験 資格の取得・学習	3 12 2	17
	他者との交流 家族との会話・外出 家族への理解・手伝い 来客・電話等の対応 近所・親族との交流 青年との会話・友達ができる	9 15 2 7 9	42
	意識・行動の変化 意識・意欲の向上 自己肯定感・気づき 他者への理解 生活習慣の改善 外出・買い物・旅行 ボランティア活動・思いやり行動 自立(自律)のための訓練	24 15 13 16 9 9 18	104
	他機関との関わり アンダンテ等相談機関への関わり 就労支援機関への関わり 医療機関への関わり その他の機関団体との連携	4 1 2	7
	アンダンテ支援の終息 上記に分類できないもの	1 1	1
	本人の合計		171

本人の社会参加の最大の支援者は親・家族である

われ 親・家族に見られたあらわれ	親・家族の気付き 本人との関り方 家族との関り方 自分自身の内面的変化	12 7 15	34
	他者との交流 友人・知人等への相談 家族の会への参加		

親・家族に見られたあらゆるわれ	意識・行動の変化		
	本人に対する理解や事実の直視	14	
	人格分離・本人や自身の価値感の承認	7	
	対応のあり方への反省と改善	12	
	回復への実践行動の現われ	17	
	心身の健康管理	8	
	習い事や楽しみ事、仕事を始める	3	61
	他機関との関わり		
	アンダンテ等相談機関への関わり	20	
	就労支援機関への関わり		20
医療機関への関わり			
その他			
アンダンテ支援の終息			
上記に分類できないもの			
家族の合計		115	

③ ふれあいスペース

ひきこもる青少年を日常支えている家族が、毎月1回集い、回復への支援のあり方や具体的な取り組みを話し合う中で、本人及び家族自身の変化を相互に促すために行った。また、スタッフにとってもその実情や、対応のあり方を学ぶ大切な場となっている。

外出できない青少年へのアプローチは、身近な家族が唯一の交流のときであり、最大の支援者である。その対応のあり方や心を繋げるための実践から新たな旅立ちが毎月のように聞かれ、本人とは面談等を行わないまま、社会への旅立ちを迎えるケースもあり、家族の支援や寄り添うことの大切さがうかがわれる。

ふれあいスペースの取組みとして、相談者を中心としたグループカウンセリング（ふれあいPCA）を行い参加者の気づきを促し合う場としての取り組みを重点的に行った。これまでのレクチャー或いは助言的な面を削除した手法の取り入れは、心配事やことの対応のあり方を発言者自らが気づきその変化を促す効果的なものであると同時に、それらに対するの質問という形での問い掛けが、共感と間接的なもの見方からの気づきを他者にも与え相乗効果が期待できる。今後もこの取り組みを行う中で、親に対する支援を行っていききたい。

④ 研修会の開催

相談者への支援のあり方を検討するために、定期スタッフミーティングを開きケースカンファレンスやスタッフの研鑽の場とした。医療や教育の立場から相互のあり方や対応に対する意見交換等を行った他、相談者のための医療・福祉・教育的支援のあり方等を網羅したトータルアセスメントを独自に作成しており、より具体的な行動とするための指標として活用した。

また、サンフォーレスト、傾聴ネットワーク加盟団体との定期研修会を開き、その連携

に関する研修や実態の把握など支援を必要とする人の主訴や願いを主体とする支援のあり方の検討や、青少年の心理等に関する研修会等に参加した。

- ・ ひきこもり支援ケース研修会等 (5月～3月)
- ・ スタッフミーティング 毎月1回 (事例対応検討、プランニング等)
- ・ 県ひきこもり支援センター、市町若者支援事業についての会議
- ・ その他支援機関との課題検討会

⑤ 社会的ひきこもりに対する周知活動

社会的ひきこもり青年に対する理解や支援のあり方等について、視察の受入、市町広報、マスコミ等で広く事業内容を周知し、社会が一丸となってこれらの社会問題に取り組むことの必要性を訴えた。

県市が実施する東中西地域の若者支援機関等の合同相談会に参加し、アンダンテの支援内容を紹介し、その後の継続支援に結びつけた。

また、富士・富士宮・静岡市等の若者支援センター設置に伴う支援及び、研修会等をおして、相談事業に携わる行政・医療・福祉・青少年育成団体研修会・その他学校教育相談学会・電話相談学会等での周知活動等を行った。

⑥ 視察の受入

1月28日 島田市ひきこもり支援講座視察

7月19日 県ひきこもり支援センター視察

⑦ 青少年交流スペース「アンダンテ」事業総括

◎ 家族支援

ふれあいスペースに新たな展開方法を導入してきたことは、大きな変革でありその成果が実感された。この「ふれあいPCA」手法の大きな注目点は、参加者が交替で日頃の取り組みや悩みなどを話して、他の参加者全員から質問をとおして、自己の反省や対応の在り方を模索すると共に、聞き手においては同じような体験をしている中で違った反応を受け取れるというところにある。それだけに、集中的に批判を受けていると感じないよう配慮することが必要だが、その点をファシリテータや参加者自身が留意すれば、ただ順番に発言するような話し合いでは得られない発言者への注意関心が増して、発言者自身の気づきも促進されると期待される。この手法を取り入れて以来、参加者の変化は大きく変わっており、自らの気づきを促していることがうかがわれる。対話の仕方に細かな気配りをして、発言者の心情に共感し共有することで、当事者支援の独自の話し合いの方法として、アンダンテ方式とでもいえる型が成立していると思われる。この取り組みから、参加する親御さんのこれまでの姿勢を振り返ると共に、より積極的な対応からひきこもる子供の支えと繋がっていることが実感された。

◎ 面接相談

面談室の機密性の保持が依然として困難な点が懸念される。面談中に、フリースペースの話し声や、話の対応の声が聞こえてくる現状で、面談の声も逆に外に聞こえることが考えら

れるわけで、来談者もカウンセラーも話し方を加減せざるを得ない。現在のところ、問題になるほど大きな支障は発生していないが、気にして話す分だけ来談者の心の自由度が制限されることは間違いなく、非日常的な空間が確保されず、カウンセリングの深度に影響が出ることは避けられない。

◎ フリースペース

フリースペースの利用者が限定され、減少している。これは、昨年度それぞれの求めるところへと旅たったことによるものの他、フリースペース自体に出向くまでには至っていない相談者があることによろう。逆に言えば、フリースペースを利用できるまでに回復した人は、社会参加へと向かう前兆であり、ここにおいて社会参加への不安の軽減を図っているともいえる。

運営にはさらに工夫したいところではあるが、現状の体制ではいろいろなプログラムやプランも実行困難ではある。既定プログラムがないのは、アンダンテの特色として、その効果的支援として認められる点である。しかし、アドバイザーの献身的配慮や個々の対応に依るだけの現状では、利用者のニーズに依っているか苦慮するところである。開放的で自由に過ごしてもらうことは必要不可欠であるとしても、もし手持無沙汰な利用者があるようなときは、今の鶴折りの他に、知的なパズルやクイズを用意しておいて、頭の体操に供したり、少しでも頭や体を動かしたり、利用者との共同作業で交流を図ったりしている。

フリースペースの利用者は、一定の時間や内容を予定できない状態にあり、プログラムへの展開するに至らないのが現状であるが、今年度は青年からコミュニケーションスキルアップを図るための取り組みをしたいとの申し出があり、少人数ではあったが、定期的にソーシャルスキルトレーニングを実施している。また、他者との関係を取ってこなかった青年たちだからこそ、交流したり活動を行うことが難しかったりして、自ら引いてしまうところがあり、相互の関わりから社会や人になれるための訓練は必要であろう。

一人ひとりの真の開放を前提に支援するしかないが、それらが同時期にフリースペースの中で起きたとき、相互の相乗効果が発揮され、自らありたい姿へと共に旅立っていく光景も目の当たりにしてきた。今年度は、これまでの状態を変化させたり、アンダンテの支援を終息し新たな旅立ちを迎えたりした者があったことは評価する点である。

(3) 地域青少年活動への支援事業

目的 地域における青少年活動や社会参加活動を推進するため、県市町団体の連携を柱にした青少年活動を奨励し、青少年の社会参加を促すと共に、地域青少年活動を拡大・活性化するために積極的な呼びかけと必要な支援を行った。

内容 市町における広域青少年活動等で青少年団体や地域の団体が、より広く連携して実施できるよう呼びかけると共に、関係団体や機関等との調整を図り、多くの青少年が参加できる環境づくりを支援した。

市町マラソン支援団体への連絡調整

静岡県青年団史編纂事業

(4) 青少年の社会参加推進事業（ユースフューチャーセンター）

Youth Future Center とは…

若者の社会参加・参画を推進するために、その活動拠点とするフリースペースを青少年会館内に設置し、県下に若者の社会参画のための居場所創りをするモデル事業である。

内 容 ユースフューチャーセンターは、若者の自由で発想豊かなセッションを通して、課題の解決のために新たなアイデアや手段を創造し、幅広い人・フィールドの下で実践活動をするために設けられたセンター機能である。

若者の夢や楽しみの実現化を図ってゆくことで、地域社会に貢献することの大切さを学ぶと共に、社会参画活動を広く県下に波及させてゆくものとした。

① イベント参画・実行 <静岡マラソン2019>

主 催 静岡マラソン実行委員会（静岡市、静岡市体育協会、静岡朝日テレビ他）中止

内 容 大会運営の検証及びボランティア機能・配置等に関する指導助言するため準備をしてきたが、新型コロナウイルスの影響により大会が中止となった。

3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業

(1) 指導者育成・支援講座等の開催 「PCAGIP研修会」

青少年指導者等の相談にあたる者のが、傾聴する力を育むためのコミュニケーションスキルを学ぶと共に、PCAGIP研修法による実践演習を開催した。

青少年指導者や職場・地域等において日常相談にあたる者のが、悩みを抱える相談者の心の声に寄り添い、そのままに受容できるための力、いわゆる傾聴する力を育むためのちょっとした気配りとコミュニケーションスキルを学び、それぞれの領域や地域に支える力を醸成する。

実施日 3回シリーズ（5月12日、8月18日、11月24日、日曜日13:00~16:30）

場 所 静岡県青少年会館（静岡市葵区田町1-70-1）

参加者 25名 各種相談事業担当者・青少年団体リーダー・職場リーダー・教員・看護職員・ボランティア団体・その他一般成人

講師等 青少年活動研究所専門研究員（臨床心理士）

内 容 傾聴の意義と機能・スキル等に関する講義
PCAGIP研修法について
演習（それぞれの役割と体験）

評 価 当初は、4回開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により最終回は休会とした。アンケート結果96%の参加者がよい研修会又は内容が役立ったとしている。参加者は新たな研修方法に戸惑いながらもその効果と気づきを促されたと評価した。また、さらに学びたい・機会があれば参加するとする人は92%あった。

(2) 指導・育成者等研修会の開催

目 的 青少年指導者等が、青少年を地域で支え育む体制作りのあり方を学ぶと共に、関係団体の相互理解とネットワークづくりの場とした。

内 容 ・開催日：令和2年3月19日

・参加者：団体指導者・リーダー・会館役職員 24人

場 所 静岡県青少年会館

参加者 一般青年、青少年団体指導者、青少年育成支援団体等24名

協 議 日常の地域青少年育成活動状況と青少年会館の役割

今後の団体活動の連携の在り方（地域支援体制の構築と具体的取り組み）

情報交換会

助 言 青少年活動研究所研究員等

評 価 若者の現状や考え方を話し合う中で、今後の青少年活動の在り方を模索すると共に、各団体が連携して青少年の社会参加活動の拡大に努力してゆくことを確認し合った。

また、青少年会館の新たな役割について意見交換を行うなど大いに盛り上がった。本事業の評価は、96%の参加者が「よかった・大変良かった」と評価しており、今後こうした機会を設けることやその役割を財団が担うよう要請を受けた。

(3) 研修会支援事業

目 的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要とされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会に研究員等が参加するなど青少年の活動を積極的に支援した。

内 容 研修会等の参加状況

8月10日	困難を有する子ども若者支援機関合西部同相談会	浜松市浜北文化センター
6月24日	富士宮市子ども若者支援協議会	富士宮市役所会議室
9月7日	困難を有する子ども若者支援機関東部合同相談会	富士市教育プラザ
7月24日	県電話相談機関協議会県庁別館	県庁別館会議室
8月24日	困難を有する子ども若者支援機関	静岡市教育センター
7月27日	困難を有する子ども若者支援機関東部合同相談会	伊豆の国市韮山文化センター
11月1日	認知行動療法研修会	あざれあ会議室

4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業

(1) 青少年活動研究所

目 的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する。

内 容 現代の青少年の実態を把握すると共に、中長期的に青少年教育や今後の団体活動のあり方等を模索する中で、青少年団体の指導者からなる研究員は公益事業の企画・実施にあたり当財団の中核をなす存在であった。

(2) 青少年教育歴史研究事業

目 的 これまでの青少年団体及び育成事業を調査研究し、時代の取り組みや効果等を明らかにして、新世紀の青少年教育のあり方を深く追求する資料の整備を行う。また、その資料を有効活用するための整備を進める。

内 容 青少年団体や青少年教育行政等が行ってきた、育成事業等の資料等から時代背景や指導内容等を閲覧できるよう作業を順行い、今年度は静岡県青年団の資料を重点活動として、戦後の青年団活動を整理する作業に取り掛かっている。

(3) 青少年団体活動等の周知事業「ユースネット」

目的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年会館の事業紹介、施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換等を行う場を設ける。

内容 インターネットに「YOUTHNET」というホームページを継続開設し、事業の実施状況や青少年に関する情報提供の場として有効利活用すると共に、貸し会議室の利用拡大の周知を図った。

(4) 青少年に関する資料の収集

目的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料の作成と提供を行うなど青少年活動の推進を図った。

5 その他の事業

(1) 青少年会館有償化対策（経営改善計画の策定）委員会

目的 静岡県所有の財産貸付の有償化及び行財政改革委員会の指摘事項に伴い、青少年会館有償化対策委員会を設け具体的経営方針等の検討を行った。

趣旨 前年度においては、次の視点で検討を重ねてきた。

- (1) 静岡県青少年会館を無償貸付とすることを求める。
- (2) 青少年育成施策として支援の充実を図るよう求める。

方針の決定

本年度においては、行財政改革委員会より求められてきた財団の存続の是非を含めた、経営の見直しを求められ、入居団体をはじめ関係者と再三にわたる検討を行ってきた。また、具体的な改善を行うための会議を開くと共に、同課が考える青少年会館の在り方と青少年団体指導者等が考える会を開催し、これからの青少年教育における財団の意義や役割についての意見交換を行っている。これらを踏まえ行財政改革委員会から求められた点について、「一般財団法人静岡県青少年会館の存続の有無に関する方針」について苦渋の選択をした結果、次のとおり県社会教育課長に報告書を提出している。

1 一般財団法人静岡県青少年会館の存続に関する件

一般財団法人静岡県青少年会館の継続的経営は、次の理由から今後さらに困難になると判断し、必要な状況を満たした上で発展的解散を目指すものとする。

2 理由

静岡県は、無償貸付契約の必要性を感じてはいないことに加え、青少年会館にかかる修繕費等の経費を捻出しないとしていることから、青少年会館を財団に貸し付ける考えがないと判断される。また、有償貸付及び維持経費を独自に支出する経済的余裕は当財団にはない。

以上のことから、財団の目的の一つである、「青少年会館の維持保全」は建物が無い以上必要とはならず、財団を存続させる意味はなくなるものと考ええる。

3 解散の時期

一般財団法人静岡県青少年会館を解散する時期については、3年程度の期間で次の状況を満たしたときとする。

- ① 青少年会館入居する団体が望む、転居先が決定されたとき。また、それらの要望等については議論の余地があり、団体を支援する県教育委員会と連携して計画的に進め、財団は最後まで責任ある態度で役割を果たすものとする。

- ② 経営改善計画中間報告書(平成元年9月30日)に提案した、静岡県としての今後の青少年育成の在り方を研鑽し、「青少年センターの機能と役割」(別表1)に示す、青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりの見通しが確認できる状況に至ったとき。

以上の方針に基づき、今後県教育委員会と連携して進めることとした。

③ 委員会等の開催

- 第1回青少年会館有償化対策委員会 令和元年6月11日(火) 19:00~
 第2回青少年会館有償化対策委員会 令和元年6月28日(金) 19:00~
 第3回青少年会館有償化対策委員会 令和元年8月27日(日) 19:00~
 第4回青少年会館有償化対策委員会 令和元年12月11日(水) 19:00~
 青少年指導者及び社会教育課との意見交換会 令和2年1月13日 14:00~
 第5回青少年会館有償化対策委員会 令和2年1月22日(水) 19:00~
 その他 関係機関等との説明・情報交換等(3月12日、3月22日)

(2) 派遣及び支援事業

目的 青少年団体等の要請に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。

- 内容 ・静岡県社会教育委員(理事長) ・静岡県青少年健全育成会議副会長(理事長)
 ・静岡県ひきこもり対策連絡協議会委員 ・富士宮市子ども若者支援協議会委員
 ・静岡市青少年問題協議会委員 ・ボーイスカウト運営支援(理事の派遣) 他
 ・同研修会等への派遣 青年団 研修事業への協力及び派遣

(3) 青少年団体・サークル加入相談活動

目的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務として実施する。

- 内容 ボーイ・ガールスカウト入会等の相談2件担当者への紹介を行う。

(4) 全国青(少)年会館協議会事業

目的 全国青(少)年会館協議会に加盟し、全国の会館と情報交換等運営の向上を図った。

全国協議会情報交換役 「会館運営の課題、今後の展望」 加盟会館からの報告

(5) マイクロバス事業

目的 青少年活動の拡大と人員や教材等の移送を支援するため、マイクロバスを青少年団体や育成事業に提供し、本会館の主催事業と合わせてその効果的な運用を図る。

- 内容 利用の状況は、つぎのとおりである。

区分	本年度	前年度	主な利用者
稼働日数	44	35	青年団・ボーイスカウト・子ども会・スポーツ少年団・学校部活動・レクリエーション協会・自主事業 他
稼働率	12.6%	10.0%	
利用者	1,078人	735人	

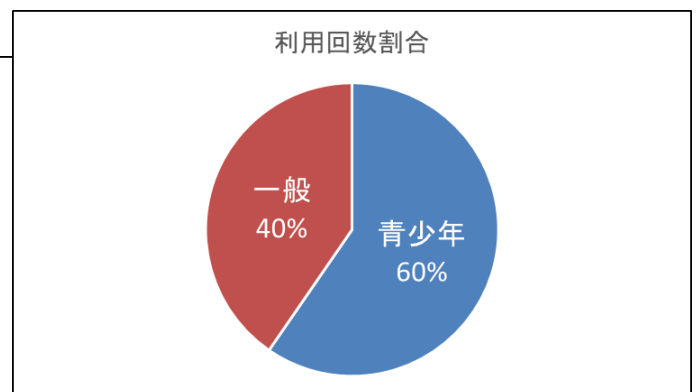
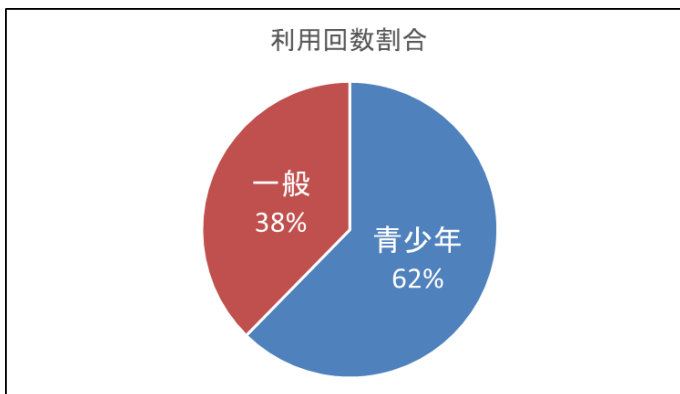
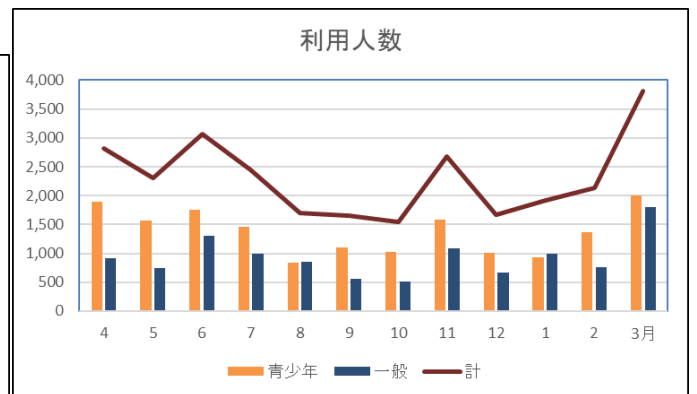
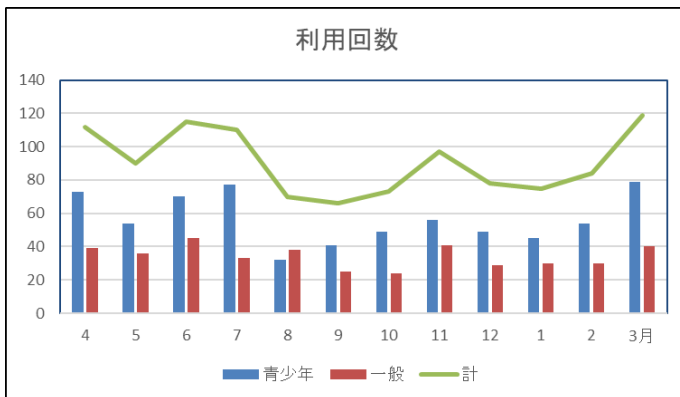
(6) 青少年会館活動後援会

本年度、青少年の健全育成と青少年会館の事業に深いご理解と財政的支援をもってご協力いただいた、後援会会員の方々は次のとおり。(敬称省略)

区分	会員名
青少年団体会員	静岡県青年団連絡協議会
	ガールスカウト静岡県連盟
	ボーイスカウト静岡県連盟
	静岡県子ども会連合会
法人会員	静岡県ボウリング場協会
個人会員	富山和利

令和元年度会議室利用状況

区分・月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月	合計
利用回数	青少年	73	54	70	77	32	41	49	56	49	45	54	79	679
	一般	39	36	45	33	38	25	24	41	29	30	30	40	410
	計	112	90	115	110	70	66	73	97	78	75	84	119	1,089
	前年度	96	76	99	98	61	60	68	90	65	64	89	122	988
	増減	16	14	16	12	9	6	5	7	13	11	-5	-3	101
利用人数	青少年	1,896	1,562	1,756	1,454	840	1,095	1,023	1,586	1,016	925	1,369	2,007	16,529
	一般	919	737	1,307	990	860	560	516	1,092	660	998	759	1,800	11,198
	計	2,815	2,299	3,063	2,444	1,700	1,655	1,539	2,678	1,676	1,923	2,128	3,807	27,727
	前年度	2,720	2,684	2,384	1,395	1,402	2,337	1,402	2,337	1,379	1,659	2,113	3,491	24,274
	増減	95	-385	679	1,049	298	-682	137	341	297	264	15	316	3,453



青少年センターの機能と役割

青少年教育・活動の場の提供

青少年センターの施設の貸し出し

青少年の健全育成事業

団体活動の拠点、施設管理、事業運営

健全育成事業・団体活動の支援

体験活動、非行防止、社会参加活動

青少年教育の研修会の開催

- ・ 青少年、指導者等への研修会

地域における担い手の養成

青少年教育の調査研究事業

- ・ 青少年の状況、環境等に関する調査

課題や問題、支援の在り方等の研究

青少年の相談・情報提供事業

- ・ 不登校、ひきこもり等の相談事業

団体活動や青少年教育の情報提供

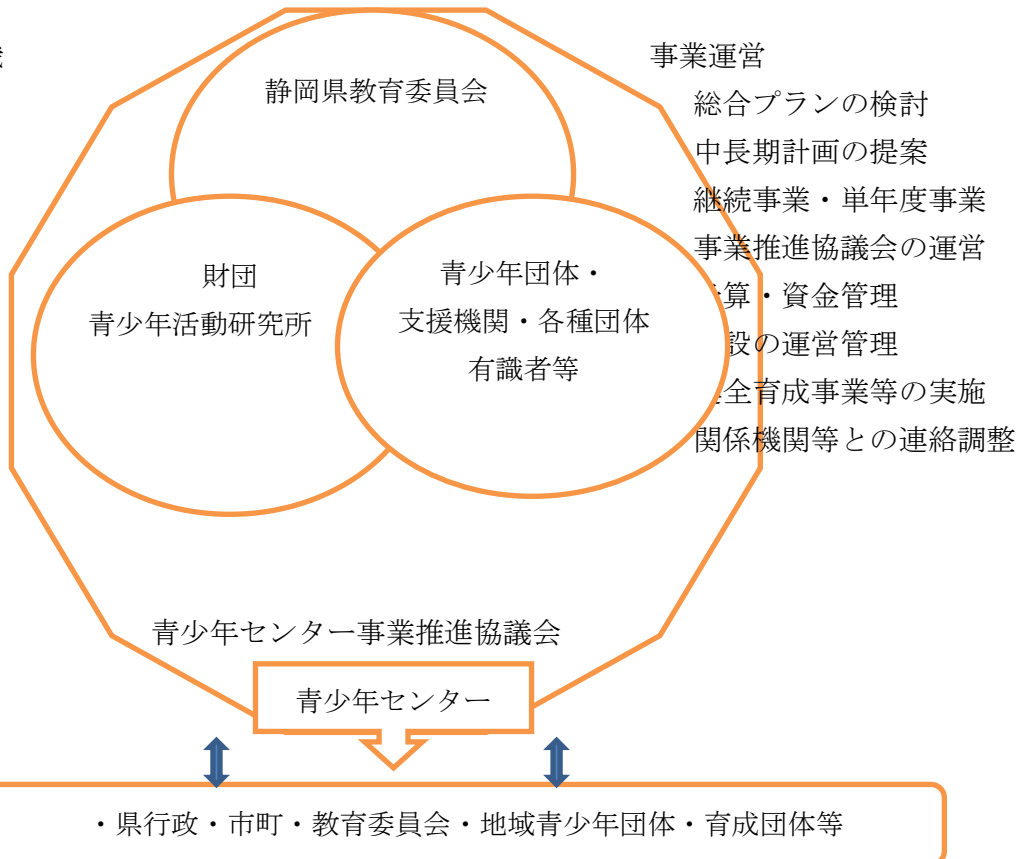
- ・ その他 啓蒙周知活動

多種多様な機関等との共同プロジェクト

事業主体 静岡県

運営形態 委託事業（指定管理者）

運営組織



次代の静岡県を築いていく青少年育成機構

Ⅲ 庶務の概要

1. 役員等に関する事項

(1) 役員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
理事長	大石節雄	H30, 6, 28,	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H24, 6, 27,
副理事長	渡邊佳洋	"	静岡県生涯学習研究所長	2-3	H24, 6, 27,
"	村松武博	"	ボーイスカウト静岡県連盟理事長	3-1	H28, 6, 24,
理事	河本 功	"	静岡県子ども会連合顧問	3-1	H24, 6, 27,
"	杉山和義	"	静岡県青年団連絡協議会長	3-1	H28, 6, 24,
"	山口協子	R1, 6, 28,	ガールスカウト静岡県連盟長	3-1	
"	喜瀬川康博	R1, 6, 28,	静岡県子ども会連合会長	3-1	
監事	野崎正蔵	H30, 6, 28,	静岡県青年団連絡協議会顧問	4-2	H18, 6, 26,

(2) 顧問

役職	氏名	就任	略歴	備考
顧問	望月治巳	H30, 6, 28,	元理事長・株式会社長谷代表取締役	H22, 7, 1,

(3) 評議員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
評議員	鈴木宇志	R1, 6, 28,	静岡県経営管理部長	1-4	
"	木苗直秀	H30, 6, 28,	静岡県教育委員会教育長	1-2	H27, 6, 24,
"	金丸貴之	R1, 6, 28,	静岡市青少年育成課長	1-2	
"	森藤まり子	H30, 6, 28,	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	H26, 4, 1,
"	鈴木俊久	"	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H14, 6, 26,
"	鷺坂 学	"	静岡県青年団連絡協議会監事	2-2	H29, 6, 29
"	山梨 剛	"	静岡県青年団連絡協議会副会長	2-2	H29, 6, 29
"	八代宣美	"	ガールスカウト県連盟理事	2-2	H27, 6, 24,
"	山口綾乃	R1, 6, 28,	ガールスカウト県連盟理事	2-2	
"	松田 茂	H30, 6, 28,	ボーイスカウト県連盟理事	2-2	H29, 6, 29
"	瀧島三郎	"	ボーイスカウト県連盟理事	2-2	H29, 6, 29
"	森主 茂	R1, 6, 28,	県子ども会連合会副会長	2-2	
"	持田敏行	H30, 6, 28,	子ども会活動振興研究会会長	2-2	H26, 4, 1,

(4) 青少年活動研究所

役職	氏名	就任	略歴	備考
所長	大石節雄	H28, 7, 1,	理事長	H18, 6, 27,
次長	渡邊佳洋	"	副理事長	63, 6, 25,
専門研究員	角替弘志	"	理事・常葉大学元学長	57, 4, 22,
	秋鹿 博	"	静岡県青年団連絡協議会顧問	H4, 5, 28,
	根本英行	"	アンダンテカウンセラー臨床心理士	

研究員	滝島三郎	H28, 7, 1,	評議員	57, 4, 22,
少年部会	八木彰五	"	評議員	57, 4, 22,
	杉本忠重	"	ボーイスカウトリーダー	57, 4, 22,
青年部会	藤曲敏春	"	B・S地区コミッショナー	H5, 12, 1,
	川村 進	"	B・S地区理事	H26, 7, 1,
	高村賢一	"	ボーイスカウトリーダー	H8, 7, 1,
	富山洋子	"	ガールスカウトリーダー	H4, 5, 28,
	山口貴美子	"	ガールスカウトリーダー	H9, 7, 1,
	手島克訓	"	県青連協元役員	62, 6, 7,
	萩原一郎	"	評議員	59, 6, 23,
	渡辺哲史	"	青少年会館友の会	57, 4, 22,
	小川 功	"	県青連協元事務局長	63, 6, 25,
	酒井洋典	"	元清水市青協会長	H3, 6, 22,
	前田芳秀	"	県青連協元事務局長	H5, 6, 1,
	竹沢正樹	"	元清水市青年団連絡協議会役員	H9, 7, 1,
	窪田直充	"	県青連協元役員	H12, 7, 1,
	鈴木俊久	"	評議員	H23, 7, 1,
	相馬隆史	"	県青連協元役員	H23, 7, 1,

2. 職員に関する事項

役職	氏名	採用	業務内容
事務局長	松下喜彦	S53, 11, 1,	総括、連絡調整
事務員	小澤弘樹	H21, 4, 1,	会館管理業務、事業補助
アンダンテ嘱託	杉浦正二郎	H31, 4, 1,	青少年交流スペースアンダンテカウンセラー
"	根本英行	"	"
"	小林彩子	"	"
"	谷澤祥子	"	"
"	小澤 巖	"	青少年交流スペースアンダンテアドバイザー
"	富山洋子	"	" (青少年の指導、相談業務)
"	山口貴美子	"	"
"	寺田美代子	"	"

3. 会議に関する事項

年月日	議 題	備 考
第1回	第一号議案 平成30年度事業報告及び決算の件	可決
R1, 6, 11,	第二号議案 令和元年度収支予算補正の件	可決
	第三号議案 理事・評議員の一部改選の件	可決
	その他 青少年会館有償化に関する件 入居団体からの情報提供について	継続

	年月日	議 題	備 考
理事会	第 2 回 R2, 3, 12,	第一号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算の件	可決
		第二号議案 資金運用規程の一部改選の件	可決
		第三号議案 重要職員の人事及び事務局体制の件	可決
		第四号議案 評議員会の開催に関する件	可決
		その他 新型コロナウイルス対策について事会	
評議員会	第 1 回 R1, 6, 28,	第一号議案 平成 2 9 年度事業報告及び決算の件	可決
		第二号議案 平成 3 0 年度収支予算補正の件	可決
		第三号議案 任期満了による理事・評議員の改選の件	可決
		第四号議案 青少年会館有償化に関する件	継続
		その他 入居団体からの情報提供について	
	第 2 回 R2, 3, 22,	第一号議案 平成 3 1 年度事業計画の件	可決
		第二号議案 平成 3 1 年度収支予算の件	可決
		第三号議案 青少年会館有償化に関する件	継続
		その他 理事・入居団体意見等について	

4. 許可、認可及び承認に関する事項

該当なし

5. 契約に関する事項

契約年月日	相手方	契約の概要
H31, 4, 1,	静岡県	県有物品貸付契約（備品） 青少年交流スペースアンダント設置運営契約
H31, 4, 1,	株式会社総合警備保障	深夜機械警備業務委託契約（年間）
”	中部電気保安協会	消火機器点検保守業務委託契約（年間）
”	中部電気保安協会	電気保安業務委託契約（年間）
”	静甲株式会社	空調機器保守点検業務委託契約

6. 寄附に関する事項

該当なし（会館活動後援会扱いを除く）

7. 借入金に関する事項

該当なし

8. 教育委員会の指示に関する事項

該当なし

9. その他重要事項

静岡県監査 令和 2 年 1 月 2 4 日

監査の結果 注意

内 容 法人が所有する投資有価証券について、不適切な運用等があった。

対 処 指摘を受け、国債の期末貸借対照表において時価評価額を計上及び、資金運用規程の改正を行うなど適正な対応を行った。